

発議第6号

令和7年度決算審査における施策評価に関する決議

上記の議案を、地方自治法第112条及びいなべ市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和8年9月29日提出

提出者 予算決算常任委員会

理由

いなべ市議会基本条例第3条第4号に基づき、令和7年度各会計決算審査において、市が実施した事業が適正かつ公平・公正に執行されたか慎重に審査を行った。

中でも、施策名「快適な道路網の充実」「美しい水環境の創出」「地域の助け合いによる福祉の充実」及び「企業立地による産業の振興」について、重点的に検証した結果を、別紙のとおり決議しようとする。

令和7年度決算審査における施策評価に関する決議案

令和7年度各会計決算審査を行った結果、次年度以降の予算編成にあたり、以下について議会の意見を提言すべく決議する。

1 総務経済分科会が所管する事項

施 策 名	快適な道路網の充実
施 策 評 価	適正である
施策に係る提言	施策を構成する事業を見直し継続する 令和7年度予算執行にあたって、第2次いなべ市総合計画の施策の目的を達成するため、国・県補助を有効に活用して事業を着実に執行したことは高く評価する。特に、東海環状自動車道の延伸およびこれに伴うアクセス道路の整備が着実に進んだことにより、交流人口・関係人口の増加が図られるとともに、物流の活性化を通じた地域経済への波及効果も現れており、広域的な観点からも大きな成果と言える。 生活道路については、自治会要望等を通じてある程度のニーズは把握されているものの、近年の自治会加入率の低下により、自治会を通じた要望が市民全体の声を必ずしも代表しているとは言い難い状況にある。自治会要望ありきで事業を動かす現行の仕組みに依存し続ける限り、市民満足度調査が示すように「重要度は高くとも満足度は向上しない」という課題が今後も繰り返される恐れがある。このため、自治会要望として表面化しない潜在的なニーズや道路の不具合情報を幅広く収集し、その対応状況を市民と双方向で共有できる仕組みを構築することが急務である。 また、パトロール車にカメラを搭載して、より詳細な道路情報を把握しようとする取組は評価するが、パトロール車の巡回のみで市内全域の生活道路を網羅できているとは言い難い。生活道路における危険箇所や損傷の早期発見のためには、パトロールのルートを生生活道路に重点を置いた上で緻密に設定し直すとともに、市民からの通報や情報提供を組み合わせた多層的な把握体制の整備を検討されたい。 第3次いなべ市総合計画において本施策を展開するにあたっては、現行の事業が幹線道路の整備を中心に構成されている点を改めて認識する必要がある。市民の日常生活に最も密接に関わる生活道路のメンテナンスを施策の中に明確に位置付け、その取組を市民が実感できるよう可視化するためにも、生活道路の維持管理・修繕に特化した事業を新たに創設することを提案する。 これまで社会基盤施設整備促進事業および高速道路整備促進事業において、さまざまな要望活動や事務執行上の努力が積み重ねられてきたことは承知している。しかしながら、これらの取組や成果が市民に十分に伝わっていないのが現状であり、事業の意義や効果に対する市民の理解・共感が得られているとは言い難い。事業を円滑に推進するためには、行政関係者だけでなく、地域住民に対しても事業の目的・内容・進捗を丁寧に説明し、理解と協力を求める啓発活動を展開することが不可欠である。よって、事業の進捗・計画・方向性などを広報紙やSNS等の多様な媒体を活用し、広く周知されたい。 今後、高齢化の進展に伴い、自ら車を運転することが困難な市民が増加することが見込まれる。すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、歩行者や自転車の安全に配慮した道路環境の整備を計画的かつ着実に推進されたい。

施 策 名	美しい水環境の創出
施 策 評 価	適正である
施策に係る提言	現状のまま継続する 本施策については、施策の課題が的確に把握されており、水洗化率 97.5% という高い数値が示すとおり、市民満足度も高い水準にある。各事業は、水質汚濁を防止し、市民にとって快適な住環境・水環境形成に大きく寄与しており、その取組を高く評価するものである。 多くの事業において国庫補助金を有効に活用しながら、適切かつ効率的に執行されている。また、農業集落排水施設の公共下水道への編入や、陶管の破損等に起因する不明水対策など、限られた財源の中でも工夫を凝らした取組が見られることも評価に値する。 一方で、災害時においても必要な事業を継続するための施設強化と体制づくりが進められているものの、その成果や達成状況を客観的に示す指標が十分に設定されていない。事業の進捗と効果を市民に分かりやすく示すためにも、具体的な成果指標を設定するとともに、定期的な情報公開を通じて市民への説明責任を果たされたい。 今後も、不明水の対策（有収率のさらなる向上）、施設の老朽化対策および耐震化を総合的に勘案しながら、持続可能な事業経営の確立に向けた取組を継続されたい。その際、ウォーター P P P（官民連携）の積極的な活用や、管渠清掃箇所への優先度付けによるコスト縮減など、費用対効果を高めるための方策を具体的に検討・推進されたい。 特に、持続可能な下水道事業の実現に向けては、農業集落排水施設（藤原地区）の統廃合について、維持管理コストの削減効果にとどまらず、将来的な更新工事の規模・費用・技術的課題を含めた総合的な検証を早急に実施されたい。その検証結果を踏まえ、方向性を明確化したうえで、市民への丁寧な説明とともに、計画的かつ着実に取り組まれることを求める。

2 都市教育民生分科会が所管する事項

施 策 名	地域の助け合いによる福祉の充実
施 策 評 価	適正である
施策に係る提言	施策を構成する事業を見直し継続する 本施策は、地域力を維持するため、地域のつながりを守り、住民が互いに支え合う社会を実現するうえで不可欠な施策である。第2次いなべ市総合計画において掲げた2025年の姿は、「市民が互いに協力し、主体的な地域福祉活動が活発に展開されているまち」であり、その実現に向けてこれまで着実に取組が積み重ねられてきた。 これまでの各事業の取組により、多くの市民や関係機関の協力のもと、市民が主体となった福祉活動が各地域において展開されてきたことは大いに評価するものである。 しかしながら、社会環境の変化に伴い、市民ニーズはますます多様化・複雑化している。担い手不足と活動者の高齢化、地域・近所間のつながりの希

	薄化、孤立・孤独問題の深刻化、自治会加入率の低下など、地域福祉の基盤そのものを揺るがしかねない課題が顕在化してきた。これらの課題をこれ以上深刻化させないためにも、既存の福祉委員会を核としつつ、若い世代・自治会・ボランティア団体・企業など多様な主体を巻き込んだ、持続可能な地域共助の仕組みを再構築する必要がある。 あわせて、民生委員・児童委員についても、なり手不足が深刻な課題として顕在化している。民生委員・児童委員の役割や意義、必要性などを広く市民に伝えるための啓発活動をさらに強化するとともに、活動しやすい環境づくりについても検討されたい。 福祉委員会については、各地域における活動の質の向上を図るため、活動の成果を客観的に示す指標を設定することが重要である。地域課題の早期発見、日常的な見守り活動、支援が必要な市民と専門支援機関とのつなぎの機能などが各地域において着実に機能しているかを見ていく必要がある。設置数の達成にとどまらず、「誰一人取り残さない地域社会」の実現に向けて、施策の実効性を高めていくことを求める。
--	---

施 策 名	企業立地による産業の振興
施 策 評 価	おおむね適正である
施策に係る提言	施策を構成する事業を拡充する 令和7年度の施策においては、女性雇用の拡大を視野に入れた企業誘致や、住宅政策と一体的に展開する複合的な事業手法など、施策の目的に沿った取組が進められ、一定の成果を上げたことを評価する。 特に、県事業の河川しゅんせつ残土を造成に有効活用する取組は、他市には見られない市独自の発想であり、造成コストの大幅な抑制に貢献した点は高く評価する。また、既存企業の工場拡張と新規誘致が相まって、製造業の雇用者が1.5倍に増加したことは顕著な成果である。さらに、令和6・7年度の2年間で4社の企業誘致を達成したことも、積極的な誘致活動の成果として評価に値する。人口減少が続く当市において、これらの取組が雇用の創出の場を生み出し、人口流出に一定の歯止めをかけていることは大いに評価するものである。 一方で、第2次いなべ市総合計画の期間においては、誘致した企業の多くが自動車関連をはじめとする既存業種の企業または既存企業の拡張にとどまっており、新たな業種・分野への広がりが十分に見られなかった。結果として、多様な職種・働き方を求める市民、とりわけ若者や女性の就職ニーズに応えられる受け皿として十分に機能しなかった点は、今後に向けた重要な課題として認識する必要がある。 第3次いなべ市総合計画においては、自動車産業への依存から脱却し、より多様な産業構造の実現を目指すべきである。具体的には、女性が活躍できる職場環境を有する企業、AI・半導体など成長が期待される先端産業など、多様な業種の誘致を戦略的ターゲットとして明確に設定し、優先順位をもって施策を展開することを求める。 また、東海環状自動車道の全線開通を見据え、今後はこれまで以上にスピ

	ード感のある企業誘致対応が不可欠となる。このため、企業誘致に専従する職員体制の増強を図るとともに、専門知識を有する人材の確保や、外部専門機関との連携も含めた体制の強化を検討されたい。さらに、企業側のニーズや意思決定のスピードに対応するため、オーダーメイド型の用地造成に加え、あらかじめ整備した産業用地をタイムリーに提供できる仕組みの構築、および市内外へのプロモーション活動の一層の強化に努められたい。 企業を誘致することは手段であり、目的は市民の暮らしの豊かさと地域の持続的な発展にあることを念頭に、企業誘致、就労の機会拡充と住宅供給・子育て環境の充実・女性の就労支援・人口定着政策を一体的かつ総合的に推進し、「住みたい、働きたい、子育てしたいまち・いなべ」の実現に向け取り組まれたい。
--	---

令和8年9月29日

いなべ市議会